

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市大野原町萩原土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）高尾上池地区）を行うことについて令和4年2月9日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和4年2月28日から同年3月22日まで縦覧に供する。

令和4年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造